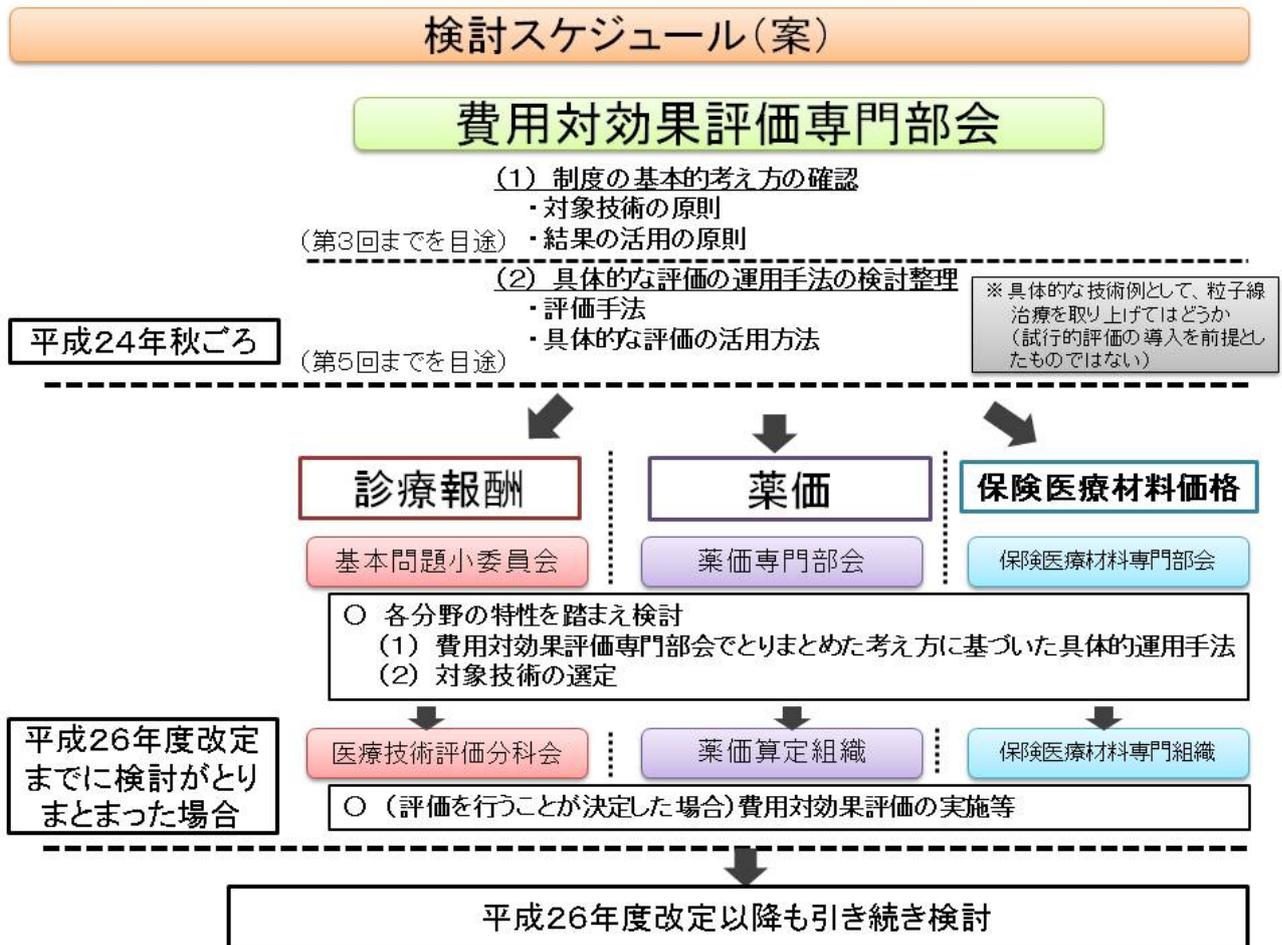


費用対効果評価専門部会における今後の検討（再整理）

1. 今後の検討の進め方（案）

- 制度上の取扱いや対象技術の考え方等、多岐に渡る検討事項について、幅広い概念論だけで検討・議論することは、拡散した議論を招き具体的なイメージの共有も困難となる恐れがある。
- 理論的には様々な形の制度設計があり得るが、前回部会でのご指摘や海外先行事例の経験（先行事例が抱える課題）も踏まえ、関係者の理解が基本線で共有できるような制度設計・制度運営が前提となるのではないかと。
- このような視点から、関係者にとって基本的な理解が得られるような運用の考え方（「2.（1）制度の基本的考え方」）をまず確認した上で、それを前提とした更なる具体的な論点（「2.（2）具体的な評価の運用手法」）について検討整理する、という段階的な（確認を重ねながら）検討を進めてはどうか。
また、後段の具体的な論点（「2.（2）具体的な評価の運用手法」）についての検討に際しては、具体的な技術例として粒子線治療を取り上げ、技術的な論点等を検討・整理してはどうか（但し、この検討が試行的評価の導入を前提とするものではない）。
- 上記の検討・整理を行った上で、平成26年度改定での試行的導入も含めた今後の対応について、改めて検討してはどうか。
- なお、実施体制等の検討については、具体的な運用が一定程度整理され必要性が生じた段階で、改めて検討することとしてはどうか。

(参考) 検討スケジュール (案)



2. 当面の検討事項（案）

(1) 制度の基本的考え方（たたき台の案）

制度の基本的な考え方として、対象技術と結果活用の原則について整理。

① 対象技術の原則

- 全ての医療技術（全個別技術）を費用対効果評価の対象とするわけではない。
- 費用対効果評価を実施することについて、一定の合理性を有する医療技術（下記、「条件の例」）を対象とする。

（条件の例）

- 1) 希少な疾患を対象とする医療技術は対象としない。
- 2) 対象となる疾病について代替性のある他の医療技術が存在する。
（代替性のないものは対象としない）
- 3) 代替性のある医療技術と比較して、著しく高額である。

② 結果活用の原則

- 費用対効果評価の結果だけで保険収載や償還価格を判定・評価するものではない

(2) 具体的な評価の運用手法

上記（1）の「制度の基本的考え方」を前提とした、具体的な運用方法に係る以下の項目について整理。

① 評価手法

- 1) 費用の範囲や取り扱い
- 2) 効果指標（QALY等）の取り扱い
- 3) 比較対照のあり方
- 4) データの取扱い 等

② 具体的な評価の活用手法

- 1) 価格評価における評価の反映手法
- 2) 保険収載時における評価の反映手法 等